

【源泉徴収票など】

- ・源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提出。
→勤務先は、従業員やその扶養家族のマイナンバー及び提出者のマイナンバー又は法人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市町村に提出。

●マイナンバーの取り扱い

【社内規程】

- ・個人情報保護規程とは別にマイナンバーを含む「特別個人情報取扱規程」が必要になります。
(中小規模事業者は特例措置あり)

【取得時】

- ・マイナンバーをメール本文中に記載して送信したり、パスワードをかけずに添付してメール送信したりしてはいけません。

【本人確認】

- ・通知カードでの本人確認には顔写真のない身分証の場合は2種類以上の証明書が必要になります。

【廃棄】

- ・マイナンバーの記載がある書類はシュレッダーにかける等の手段で復元できないようにしなければなりません。

! マイナンバーの取り扱い違反は罰則がたいへん重い→従業員によるマイナンバー漏洩の場合:
違反した従業員(4年以下の懲役・200万円以下の罰金) + 企業(200万円以下の罰金)

●マイナンバー導入にあたって

<担当者の明確化と番号の取得>

- ・マイナンバーを扱う人をあらかじめ決めておきましょう。
- ・マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的(源泉徴収票作成、健康保険・厚生年金保険届出、雇用保険届出)を伝えましょう。
- ・マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。

●法人にもマイナンバー(法人番号)

- ・法人にもマイナンバーが指定され、誰でも自由に使うことが出来ます。
- ・山形県内の法人に対しては、10月28日から法人番号指定通知書が送付される予定です。

●民間企業でもマイナンバー

- ・民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社等の金融機関でも、利金・配当金・保険金等の税務処理を行っています。平成28年1月以降(厚生年金、健康保険は平成29年1月以降)は、これらの手続を行うためにマイナンバーが必要となります。そのため、企業や団体にお勤めの方や金融機関とお取引がある方は、勤務先や金融機関にご本人やご家族のマイナンバーを提示する必要があります。

また、民間企業が外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をしなければいけません。そのため、こうした外部の方からもマイナンバーを提供してもらう必要があります。